

日本実業団バレーボール連盟規約細則

制定 昭和36年2月18日

改定 昭和37年10月21日 昭和38年11月10日 昭和39年10月20日 昭和41年 2月 6日
昭和43年 2月 9日 昭和49年 1月13日 昭和50年 1月26日 昭和51年 2月 8日
昭和58年 5月26日 昭和60年 5月25日 平成 元年 5月20日 平成 3年 5月18日
平成 5年 5月22日 平成13年 5月13日 平成19年 4月28日

(本部並びに事務局の所在地)

第1条 本部並びに事務局は、東京都港区虎ノ門2-2-1 日本たばこ産業株式会社本社ビル内におく。

(地区)

第2条 地区実連の地域を次の通り定める。

所属都道府県実連	地区
北海道全域	北海道
青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島	東北
茨城、群馬、栃木、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨	関東
長野、新潟、富山、石川、福井	北信越
静岡、愛知、三重、岐阜	東海
滋賀、奈良、和歌山、京都、大阪、兵庫	近畿
岡山、鳥取、島根、広島、山口	中国
香川、徳島、愛媛、高知	四国
福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、大分、宮崎、沖縄	九州

(役員の定足数)

第3条 副会長は、会長を常時補佐する者若干名のほか地区実連の会長をもってあてる。

2 副理事長の数は3名以内とする。

3 地区実連の推薦する理事の数は

関東地区実連 3名

近畿地区実連 2名

その他 各1名 とする。

会長は、このほか指名理事として12名の者を委嘱することができる。

4 常任理事の数は若干名とし、会長は必要に応じ理事の中からこれを委嘱する。

5 会員総会において会員を代表する者の数は、都道府県実連より各1名とする。

(事務局の構成および所管業務)

第4条 本連盟規約第8条の規定に基づき、事務局の構成および所管業務を次の通り定める。

1. 事務局の構成

事務局には事務局長、事務局次長、名誉会計および主事を置く。

主事は、理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。

主事は、事務局次長、名誉会計を補佐し、事務局次長、名誉会計事故あるときは、その職務を代行する。

2. 事務局の所管業務

事務局は、本連盟の総括的事務処理に当たるほか、次の業務を管掌し、その処理執行に当たる。
企画、組織、予算、決算、会議、表彰、庶務

(部の設置、所管事項および構成)

第5条 本連盟規約第8条の規定に基づき、部の設置、所管事項および構成等を次のように定める。
部の新設、廃止は会員総会の議決を経なければならない。

1. 部の設置とその所管業務

1) 総務部

実業団チームおよび友好団体、地域社会へのPR活動。
普及発展のため必要とする広報活動。
(財)日本バレーボール協会との連絡および協力に関する業務。
諸官庁、諸団体などの渉外業務。
報道関係との連絡および提携に関する業務。
競技用具並びに競技施設の調査研究、開発および普及。
加盟チーム、役員選手の登録受付、資格審査。
登録規定の作成。
登録チーム、役員選手の資格保持と指導。

2) 競技部

競技会の企画実施。
競技会の指導。
大会要項規定の立案配布。
推薦チーム、シードチームの選考。

3) 審判規則部

審判技術の研究、審判員の指導育成および審判講習会の企画実施。
大会審判員の派遣。
競技規則の研究立案。

4) 強化指導普及部

選手の育成、技術の向上および指導講習会の企画実施。
指導者の派遣、コーチ、トレーナーに関すること。

2. 部の構成

部に部長、副部長、主事および部員を置く。
部長は、当該部員の中から理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。
主事は、部長が当該部員の中から指名し、会長がこれを委嘱する。
主事は、部長の命を受け、当該部の業務処理並びに会計の処理に当たる。
部員は、本連盟に関係するバレーボール有識経験者の中から理事長が推薦し会長がこれを委嘱する。

3. 部の会議

部の会議は、部長が必要に応じ部員を招集してこれを開催する。
各部の決定事項は、理事長の承認を経て、その処理執行に当たる。
緊急を要する場合は、理事長の承認を得て、処理することができる。この場合、理事会の事後承

認を得なければならない。

理事は、各部の会議に出席して意見を述べることができる。

部会議の議決は、規約第29条の規定を準用する。

文書による部員の賛否は、部会議の議決とみなす。

4．部長の義務

部長は、常任理事会、理事会および会員総会で所管事項について意見を述べまた所管事項の処理執行の状況について説明しなければならない。

5．部の本拠（連絡先）

各部の本拠(連絡先)は部長の住所または勤務先とする。

（事務局長および各部長の連絡）

第6条 本連盟の円滑なる業務処理をはかるために、事務局長ならびに各部長は、常に緊密な意思疎通をはからなければならない。

（事務局、部の役員の任期）

第7条 事務局の主事および部の副部長、主事・部員の任期は、規約第25条の規定を準用する。

（会費）

第8条 本連盟の会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。

（細則の改正）

第9条 本細則の改正は、会員総会において3分の2以上の同意を得なければならない。

（本細則の適用月日）

第10条 本細則は、平成13年4月1日から実施する。